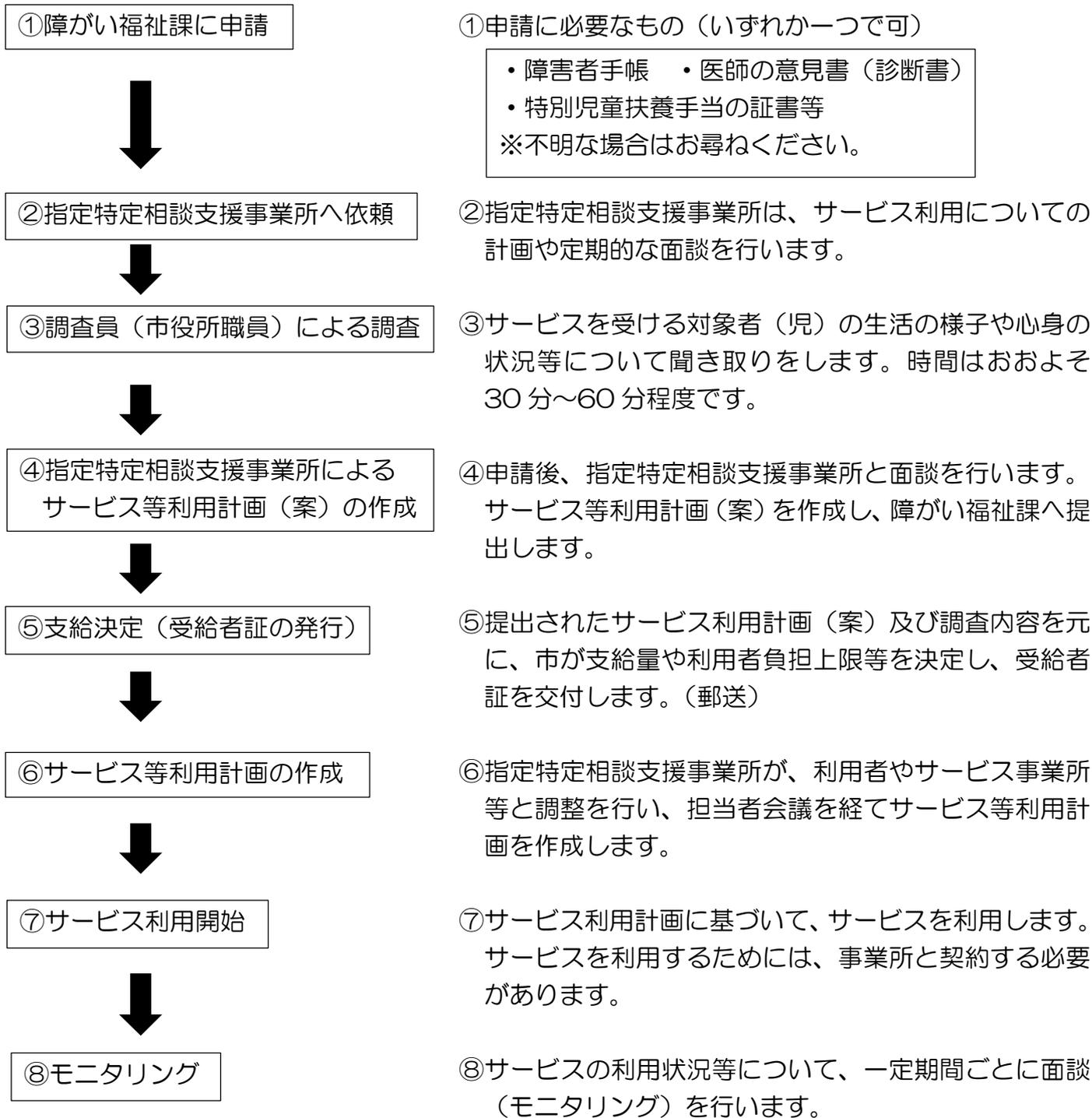


障害者（児）サービス利用手続きの流れ



※申請からサービス利用開始まで、1～2ヶ月程度かかります。

※新規申請の場合、事前に障がい福祉課へご相談ください。



〒856-0832
大村市本町 458 番地 2 プラットおおむら 2 階
大村市障がい福祉課 自立支援給付グループ
TEL 0957-20-7306
FAX 0957-47-5419

指定特定相談支援事業所【大村市】(休止中を除く)

相談支援の種類	事業所の名称	所在地	電話番号
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	大村市地域生活支援センター ラフ・ラム	〒856-0832 大村市本町 458 番地 2 中心市街地複合ビル 3F	52-9974 52-0690
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	相談支援センター スマイル	〒856-0835 大村市久原 1 丁目 595 番地 1	47-5007
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	相談支援センター 悠	〒856-0002 大村市東野岳町 1699 番地 2	46-5877
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	指定相談支援事業所とよたけ	〒856-0847 大村市西部町 1019 番地 1	53-7581
指定特定相談支援 (障害者のみ)	指定特定相談支援事業所 パール	〒856-0046 大村市木場 2 丁目 463 番地 1	53-6709
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	相談支援センター 青風	〒856-0813 大村市西大村本町 303 番地 6	47-6172
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	相談支援事業所 らんぴーど	〒856-0813 大村市西大村本町 343 番地 泰晃ビル 2F	51-1015
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	指定特定相談支援事業所 ゆかり	〒856-0807 大村市宮小路 1 丁目 213 番地 10	42-3780
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	COMPASSサポート大村	〒856-0832 大村市本町 259 番地 1 横尾ビル 2F	54-3288
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	相談支援事業所 ぽかぽか	〒856-0046 大村市木場 2 丁目 382 番地 15	090-3309- 8135
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	相談支援センター クローバー大村	〒856-0835 大村市久原 2 丁目 1194 番地 5	080-9698- 3652

【利用者負担額】 ※上限額より 1 割相当額が低い場合には、1 割を負担します。

【障害者】

【障害児】

区分	月額負担上限額	区分	月額負担上限額
生活保護	0円	生活保護	0円
低所得	0円	低所得	0円
市民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
市民税課税世帯 (所得割16万円以上)	37,200円	市民税課税世帯 (所得割28万円以上)	37,200円

【所得を判断するときの世帯の範囲】

種別	世帯範囲
18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く)	障害者本人とその配偶者
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯